

協 定 書

災害時等における生活物資等の 供給に関する協定書

令和 2 年 8 月 24 日

石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石狩市長

札幌市豊平区平岸 1 条 1 丁目 9 番 6 号

株式会社エルディ

代表取締役社長

災害時等における生活物資等の供給に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と、株式会社エルディ（以下「乙」という。）は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合並びに他の市町村等自治体相互の応援措置を行う場合（以下「災害時等」という。）に必要な事項に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等においては、甲は、乙に対して、生活物資等の提供を要請することができる。

2 前項の要請は、「生活物資等の供給要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は、前条の規定による甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施するよう、積極的に努めなければならない。

2 乙は、前条第2項の規定による甲からの要請を受けたときは、「生活物資等の供給可能報告書」（別記第2号様式）により、可能な限り速やかに要請を受けた生活物資等について、供給可能な数量を連絡しなければならない。

（物資の運搬、引渡）

第3条 第1条第2項の規定により要請した生活物資等の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの生活物資等の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に人員を派遣し、生活物資等を確認の上、引き取るものとする。

（経費の負担）

第4条 本協定に基づき、乙が甲に供給した生活物資等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として、甲が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙からの正当な請求書を受領したときは、甲の会計規則等、関係法令に則り、その費用を速やかに支払わなければならない。

(事故等)

第 6 条 乙は、本協定に基づく物資等の供給に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(連絡窓口)

第 7 条 本協定に関する連絡窓口は、「連絡体制表」(別記第 3 号様式) により双方通知するものとし、変更があった場合についても同様とする。

(有効期間)

第 8 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、本協定は更に 1 年間期間を延長するものとし、以降もこの例に従う。

(協議)

第 9 条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 24 日

甲 北海道石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2

石 狩 市 長 加 藤 龍 幸

乙 北海道札幌市豊平区平岸 1 条 1 丁目 9 番 6 号
株式会社エルディ

代表取締役社長 横 山 清